

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付、休業補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は平成○年○月からA会社B支社において整備士として勤務していたところ、平成○年○月○日午後7時10分ころ、気分が悪くなり下半身に麻痺症状が出現し、C病院に救急搬送され「左被殻出血・血腫脳室内穿破など」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病の発症は、平成○年○月○日から同年○月○日までの期間、D会社F工場（以下「F工場」という。）へ応援勤務を命じられ、変形（昼夜）勤務体制の上、生産ラインの作業に従事した等により作業環境が変わったことから、持病の高血圧症が増悪したことが原因であるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、平成○年○月○日付けで、これを支給しない旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、当審査会に再審査請求をしたが、当審査会は平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の裁決をした（以下「前回裁決」という。）。請求人はこれに対し前回処分の取消しを求める行政訴訟

を地方裁判所に提起し係争中である。

前回処分後、請求人は、監督署長に対して、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの休業補償給付の請求をしたが、監督署長は、平成○年○月○日付で、これを支給しない旨の処分をした。

その後、請求人は、上記の後続請求として、監督署長に対して、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの休業補償給付を請求したところ、監督署長は、平成○年○月○日付けでこれを支給しない旨の処分をしたため、請求人はこの処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は平成○年○月○日付けでこれを棄却する決定をした。

さらに、請求人は、監督署長に対して、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの療養補償給付、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの休業補償給付及び障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、平成○年○月○日付けでこれらを支給しない旨の処分（以下「今回処分」という。）をした。

請求人は、今回処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

請求人は、本件再審査請求に当たり、新たな主張や証拠提出を行ってはおらず、当審査会としては、前回裁決のとおり、本件疾病は業務上の事由によるものと認

めることはできず、請求人の基礎疾患である高血圧症が自然経過の中で増悪して発症したものであると判断する。

- 3 以上のとおりであるので、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付、休業補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。